

議案第 1 4 号

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
改正について

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 8 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 2 年日出  
町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「第 7 条」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 6 条第 2 項第 1 号中「、又は」を「又は」に改め、同項第 3 号中「第 3 条  
第 1 号」を「第 4 条第 1 号」に改める。

第 1 1 条中「消防団員が」を「消防団員（女性部に属する者及び機能別消防  
団員を除く。以下本条において同じ。）が」に、「団長を除く」を「副団長及  
び分団長の階級にある者にあつては団長に、副分団長の階級にある者及び部長  
にあつてはその属する分団の分団長に、その他の」に、「団長に届け」を「そ  
の属する部の部長に届け」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「消防団員が」の次に「町長又は団長の命令により」を加

え、「中欄」を「右欄」に改め、同項ただし書中「次条第3項」を「次条第4項」に改め、「一般職の職員の例による」を削る。

第17条第1項中「消防団員は、」の次に「町長又は団長の命令により」を加え、「に従事した場合は、その1回につき、500円の費用の弁償を受けることができる」を「(訓練(特別点検を含む。))及び教育に係る出動を除く。)に従事した場合は、費用弁償として1回につき、500円を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の費用の弁償をする」を「前2項の費用弁償の支給」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、消防団員が大分県消防学校に入校した場合は、費用弁償(日当を含む。)として1日につき、5,000円を支給する。

別表第2中「第15条、第16条」を「第16条、第17条」に改め、同表中「、その他町長又は団長の命令による出動(出初式及び表彰式等の式典を除く)」を「その他これらに類する出動(第10条ただし書の規定により出動し、職務に従事した場合を含む。)」に、

「

訓練に係る出動(団長の命令によるものに限る。)	—	1回	3,000円
-------------------------	---	----	--------

を

」

「

訓練(特別点検を含む。) 及び教育に係る出動	—	1回	3,000円
外部会議又は消防思想の普及に資する行事、式典等	—	1回	3,000円

に

」

改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第 16 条及び第 17 条の規定は、この条例の施行の日以後の職務に対する出動報酬及び費用弁償について適用し、同日前の職務に対する出動報酬及び費用弁償は、なお従前の例による。

## 理 由

消防団員に係る出動報酬、費用弁償等に関する規定の整備をしたいので、提出する。